

令和6年3月14日

市民文教委員会

創造都市・文化振興課

浜松市みをつくし文化センターホールの予約停止と周知について

1 概要

建築基準法施行令の改正（平成26年4月1日施行）で特定天井の脱落防止に関する技術基準が定められたことにより、令和7年4月から令和7年10月までの7カ月間、みをつくし文化センターホールの利用を停止して、天井の改修工事を行う。

当該ホールの利用については、利用希望日の存する6カ月前の月の初日から予約が可能（生涯学習関係団体¹については、さらに1ヵ月早くから予約が可能）である。このため、早期に利用者に当該予約停止を周知することで、利用停止中における利用者の円滑な代替施設の確保を図るものである。

2 工事内容

名称：浜松市みをつくし文化センター吊り天井落下防止対策工事

工期：令和7年4月から令和7年10月まで

利用停止施設：ホール

利用停止期間：令和7年4月1日（火）から令和7年10月31日（金）まで

3 ホールの予約停止

利用停止期間に係る予約停止開始日：令和6年9月1日（日）

4 周知の方法

- ・広報はままつ5月号に掲載
- ・浜松市スポーツ・文化施設予約システム（まつぼっくり）の「お知らせ」欄に掲載
- ・浜松市ホームページに掲載
- ・施設ホームページに掲載
- ・施設内に掲示

※みをつくし文化センター（ホール棟）施設概要

所在地：浜松市浜名区細江町気賀 369 番地

建築年：平成23年1月

主な施設：ホール（収容496人、うち移動観覧席208席含む）、リハーサル室

¹ 地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体で市長が認めるもの